

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人榎本峰夫の上告趣意は、憲法一四条違反をいうが、原判決は、被告人が暴力団に所属していたことをもつて、直ちに被告人に対し、量刑に関し不利益な差別的処遇をしたものとは認められないから、所論違憲の主張は前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年一〇月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進	
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	牧		圭	次